

県関係国会議員との懇談会について

1 日 時

平成28年5月23日（月）16:03～17:36

2 場 所

都道府県会館 1階 「101会議室」

3 出席者

(1) 県関係国会議員

自由民主党 5名、 民進党 4名 （計9名 ※本人出席のみ）

(2) 県及び市町村関係者

知事、長野県議会議長、長野県市長会会長、長野県市議会議長会会長、
長野県町村会会長、長野県町村議会議長会会長 ほか

4 懇談内容

(1) 長野県の重点課題説明

（別添「平成29年度国の施策並びに予算に対する提案・要望」による）

(2) 意見交換

5 その他

懇談会に先立ち、県内地方六団体の代表から、関係省庁への提案・要望を実施
（内閣府・総務省・国土交通省）

長野県関係国会議員との懇談会 出席者名簿

平成28年5月23日（月） 16:03～17:36
（都道府県会館 1階「101会議室」）

国会議員		氏 名	備 考
自由民主党 （5名）	衆議院議員	小 松 裕	1区
		木 内 均	比例（3区）
		後 藤 茂 之	4区
		宮 下 一 郎	5区
	参議院議員	小 坂 憲 次	比例（H22）
民進党 （4名）	衆議院議員	井 出 庸 生	3区
	参議院議員	北 澤 俊 美	選挙区（H22）
		羽 田 雄一郎	選挙区（H25）
		柳 澤 光 美	比例（H22）

※国会議員本人の出席のみ掲載

団体名	職名	氏 名	備 考
長野県	知事	阿 部 守 一	
長野県議会	議長	向 山 公 人	
長野県市長会	会長	三 木 正 夫	須坂市長
長野県市議会議長会	会長	犬 飼 信 雄	松本市議会議長
長野県町村会	会長	藤 原 忠 彦	川上村長
長野県町村議会議長会	会長	久保田 三 代	野沢温泉村議会議長

平成 29 年度国の施策並びに 予算に対する提案・要望

平成 28 年 5 月

長 野 県

長野県市長会

長野県町村会

長野県議会

長野県市議会議長会

長野県町村議会議長会

日頃、長野県及び県内市町村の行財政運営に対し、御配意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本県におきましては、「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略～信州創生戦略～」を策定し、地方創生のフロントランナーとなるべく、県と市町村が協働し、地域の個性・魅力を活かした施策の推進に取り組んでいるところです。

国政の推進に当たりましては、地方の声を十分に反映させながら、人口減少対策、暮らしの安全・安心の確保、地域社会の活性化など様々な課題に迅速に対応されるよう御期待申し上げます。

あわせて、本県の切実な課題を踏まえ、次のとおり提案・要望いたしますので、平成 29 年度の国の予算編成に当たり、格段の御理解と御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年(2016 年)5月

長野県知事 阿部 守一

長野県議会議長 向山 公人

長野県市長会長 三木 正夫

長野県市議会議長会長 犬飼 信雄

長野県町村会長 藤原 忠彦

長野県町村議会議長会長 久保田 三代

提 案 ・ 要 望 事 項

- 1 地方創生推進のための地方財政制度の確立について 1
(内閣府、総務省、財務省)
- 2 地方大学の充実支援について 3
(文部科学省)
- 3 少子化対策・子どもの貧困対策について 5
(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- 4 次世代産業の育成について 7
(内閣府、文部科学省、経済産業省)
- 5 観光振興対策の推進について 9
(国土交通省、観光庁、厚生労働省)
- 6 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における地方への
支援について 11
(内閣官房、総務省、文化庁、農林水産省、国土交通省)
- 7 リニア中央新幹線に関連する基盤整備に対する支援について 13
(国土交通省)
- 8 交通ネットワークの充実について 15
(国土交通省、総務省)
- 9 安全・安心な県土づくりについて 17
(内閣府、総務省、消防庁、文部科学省、農林水産省、
国土交通省、気象庁、環境省)
- 10 社会保障の充実について 19
(厚生労働省)

(国土交通省)

(環境省)

(厚生労働省、総務省)

1 地方創生推進のための地方財政制度の確立について

【内閣府、総務省、財務省】

《提案・要望事項》

1 地方が安定的に財政運営を行えるよう、次の事項に取り組むこと。

(1) 厳しい地方財政の状況を踏まえ、必要な一般財源総額の確保を図ること。

特に、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう地方交付税総額の確保を図ること。

また、地域の実情に応じたきめ細かな施策を実施するため、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充や歳出特別枠を重点課題への対応等を含め実質的に確保すること。

平成 28 年度地方財政計画

一般財源総額：61 兆 6,792 億円（前年度比+1,307 億円 +0.2%）

まち・ひと・しごと創生事業費：1 兆円（前年度と同額）

(2) 財源不足の解消は、引き続き地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、特例的な措置である臨時財政対策債の廃止を図るとともに、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること。

2 地方創生の取組を着実に、かつ継続的に実施するための財源を確保すること。

(1) 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域において、連携協約を締結して定住の受け皿づくりに取り組む市町村に対する財政支援措置を創設すること。

特別交付税による包括的財政措置

連携中枢都市圏：連携中枢都市（20 万人以上）1.2 億円程度、連携市町村 1,500 万円

定住自立圏：中心市（原則 5 万人以上）8,500 万円程度、近隣市町村 1,500 万円

(2) 平成 28 年度に創設された地方創生推進交付金について、地方公共団体が自由な発想のもと、地域の実情に応じた取組が行えるよう、手続きの簡素化を図るなど、地方が使いやすい制度にするとともに、規模を拡充すること。

地方創生推進交付金 1,000 億円（事業費ベース 2,000 億円）

【現況、課題等】

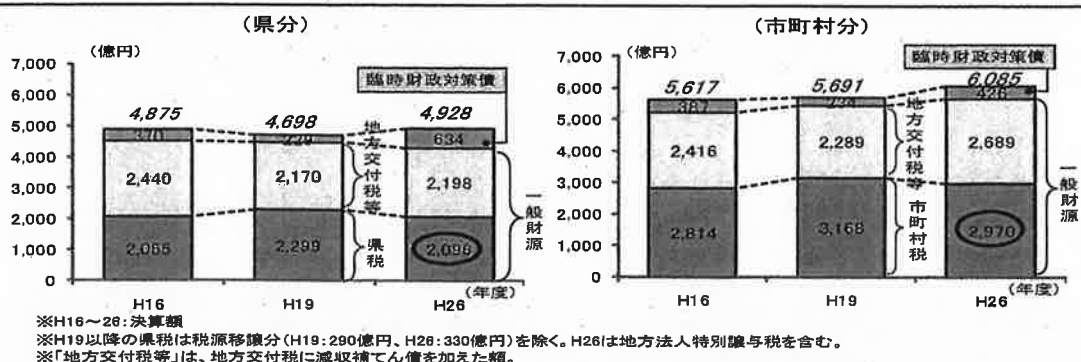
1 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月閣議決定）では、平成 30 年度までの一般財源総額について、平成 27 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

2 平成 28 年度地方財政計画において、地方税収の増加に伴い一般財源総額を確保した上で臨時財政対策債が抑制されたが、財源不足を補うための臨時財政対策債の発行は依然として続いており、地方債残高に占める割合が高い水準で推移している。

■長野県・長野県市町村財政の状況

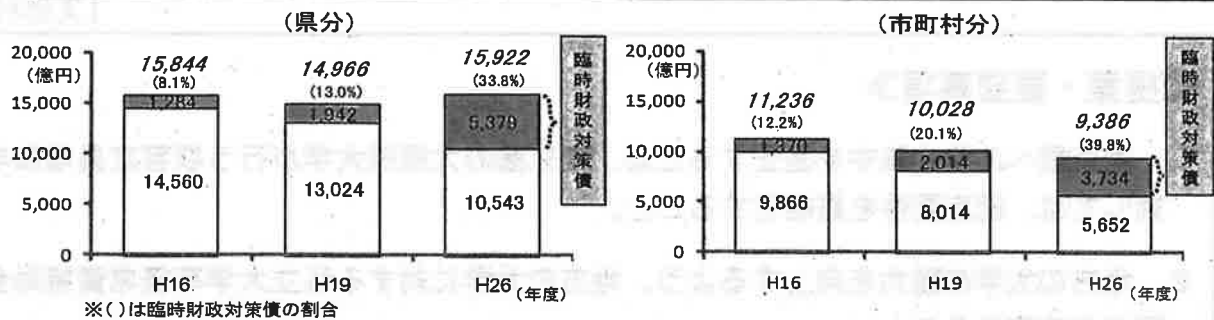
○一般財源等の推移

必要な一般財源は恒常的に不足。税収はリーマンショック以前の水準まで回復していない。



○地方債残高の推移

臨時財政対策債の残高は毎年度増加、地方債残高に対して大きな割合となっている。



【長野県内の取組】

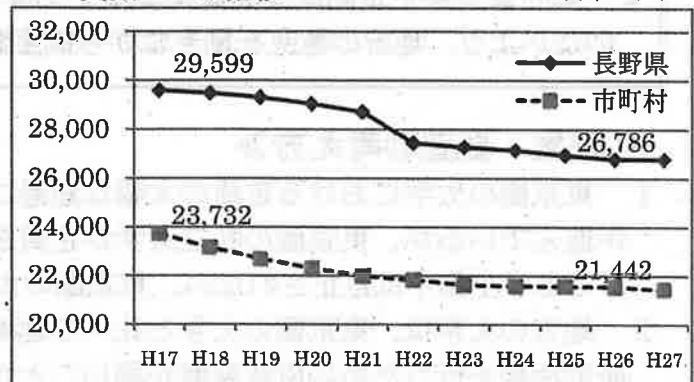
○職員数の削減

- 財政状況悪化の中、職員数の削減等の行財政改革を断行。現在も、持続可能な行財政基盤の確立に向け、更なる改革に取り組んでいる。

- 長野県 (行政・公営企業・教員・警察)
(H17～H27) ▲2,813人 (▲9.5%)
- 市町村 (行政・公営企業・教育・消防)
(H17～H27) ▲2,290人 (▲9.6%)

＜職員数削減の推移＞

(単位: 人)



○地方創生総合戦略の策定

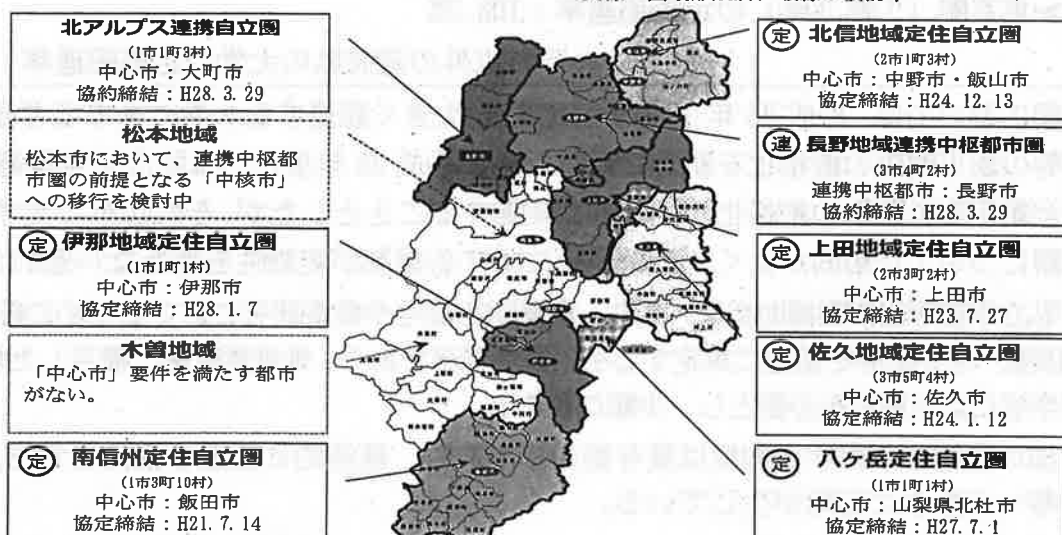
- 長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略～信州創生戦略～
平成 27 年 10 月 22 日策定 平成 28 年 3 月 25 日改定
- 全 77 市町村が平成 27 年度中に総合戦略を策定

○広域連携の状況

- 1 圏域で連携中枢都市圏、6 圏域で定住自立圏を形成
- 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない大北地域 5 市町村では、連携協約の締結により「北アルプス連携自立圏」を形成し、H28 年度から連携の取組を始めている。
- 国の制度が適用されない大北・木曽地域での自治体間の連携を進めるため、県独自に支援 (広域連携の推進を担当する職員を県現地機関等に配置、連携の取組に対し交付金を交付)

＜県内の連携中枢都市圏・定住自立圏等の形成状況＞

※ (連) は連携中枢都市圏、(定) は定住自立圏を指す。
実線: 圏域形成済、破線: 検討中



(県所管部局) 総務部、企画振興部

2 地方大学の充実支援について

【文部科学省】

《提案・要望事項》

- 1 東京圏への学生集中を是正するため、東京圏の大規模大学が行う収容定員増加申請に対しては、認定要件を厳格化すること。
- 2 地方の大学の魅力を向上するよう、地方の大学に対する私立大学等経常費補助金等の配分を充実すること。
- 3 給付型の奨学金制度の創設にあたっては、東京圏への一極集中を更に加速させることのないよう、地方の意見を聞きながら制度設計すること。

《提案・要望の考え方》

- 1 東京圏の大学における定員の大幅な超過については、現在、国において是正策の具体化が進んでいるが、東京圏の私立大学が定員を増加させる傾向にあるため、定員超過を規制しても学生集中は是正されない。東京圏の大学の定員そのものを抑制する必要がある。
- 2 地方の大学は、東京圏の大学と比べて地域への貢献を積極的に行っている一方、教育・研究活動を行うための財政基盤が弱いことから、私立大学等経常費補助金や国立大学法人運営交付金の交付にあたっては、地方の大学に対して重点的に配分する必要がある。
- 3 平成 26 年度に創設された「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進」の事業については、1 都道府県当たり各年度 100 名という枠の中で、地元産業界等と地方公共団体が 1 対 1 の割合で出捐し奨学金返還支援のための基金を設置することが基本となるが、この枠組の中では企業へのメリットが見えにくく、出捐が得られにくい。地方で学び、地方で働こうとする学生に対する給付型の奨学金の創設が求められる。

【現況、課題等】

- 1 東京圏への学生の過度の集中は、改善されていない。

➤東京圏の私立大学の全国に占める割合：45.5% (H18 年度) → 48.0% (H27 年度)

➤東京圏（1 都 3 県）の定員超過率：108.3%

⇔それ以外の道府県の大学の定員超過率：102.0%

国においては、平成 26 年 10 月から定員を大きく超過する大学に対する学部・学科の設置等の認可制限の厳格化を新たに講じ、更に平成 28 年度からは私立大学等経常費補助金の全額不交付基準の厳格化を段階的に実施することとしたが、それ以外の大学の定員増加申請については規制がなく、定員超過に対する規制が実効性を持たない恐れがある。

- 2 私立学校等経常費補助金は、現在、教職員の給与や教育研究にあてるための経費として教職員数・学生数等を基礎に算定するものが大部分であり、地域貢献等に着目した配分は、文部科学省による選定を必要とし、少額に留まる。
- 3 国の運営する奨学金制度は貸与型のみであり、経済的に困難を抱える地方出身者の大学等への進学に支障が生じている。

【長野県内の取組】

- 1 「信州で学ぼう!魅力発信事業」を実施し、長野県内での学びの魅力を発信している。
- 2 「県内大学奨学金給付事業」「県内大学修学のための奨学金給付事業」「飛び立て若者!奨学金給付事業」により、経済的理由その他の理由により進学が閉ざされがちな若者の大学等への進学を支援している。

【参考】

1 本県出身者の県外大学への流出率

県外大学 への流出率	H23	H24	H25	H26	H27
	83.8%	84.1%	83.6%	84.6%	82.6%
	6位	5位	5位	5位	6位

2 国の施策（定員を超過している大学への規制）

(1) 私立大学等経常費補助金の全額不交付基準の厳格化（平成28年度から段階的に実施）

		大規模大学 収容定員 8,000 人～	中規模大学 同 4,000～7,999 人	小規模大学 同～3,999 人
現行	全額不交付	1. 2 倍以上	1. 3 倍以上	
強化案	全額不交付	1. 1 倍以上	1. 2 倍以上	1. 3 倍以上
	超過分減額(新)	1. 0 倍以上		

(2) 学部・学科の設置等にあたっての認可制限の厳格化（平成26年度から実施）

大学規模※1 学部規模※2	4,000 人～	100 人～299 人	～99 人	～3,999 人
現行	1. 3 倍以上			
改正後	1. 05 倍以上	1. 10 倍以上	1. 15 倍以上	1. 15 倍以上

※1) 収容定員 ※2) 入学定員

3 東京圏の大学の定員増加の事例（平成28年4月入学）

日本大学 600 人増・桜美林大学 250 人増・亜細亜大学 205 人増 等

（参考）長野県内私立大学の入学定員計：1,310 人

4 本県の奨学金制度（高等教育関係）

区 分	内 容
県内大学進学のための 入学金等給付事業	経済的な困難を抱えながら県内大学への進学を目指す学生の入学を支援 【入学一時金として 30 万円以内を支給（受験料及び入学料相当額）】
県内大学修学のための 奨学金給付事業	経済的な困難を抱えながら県内大学で学ぶ学生の修学継続を支援 【支給額：文系 15 万円/年・理系 25 万円/年】
飛び立て若者! 奨学 金給付事業	児童福祉法に基づく施設への入所措置等を受けていた学生の大学等での 修学を支援【支給額：5 万円/月】

5 学生の収入の状況

（単位：円）

区分		自 宅				下宿、アパート、その他			
		国 立	公 立	私 立	平 均	国 立	公 立	私 立	平 均
収 入	家庭からの給付	608,700	585,800	1,077,400	1,011,900	1,151,600	987,800	1,659,100	1,454,500
	奨学金	267,100	280,200	387,100	371,000	367,300	419,200	451,600	423,700
	アルバイト	308,700	319,800	367,600	359,900	261,900	327,600	295,500	287,900
	定職収入・その他	40,600	42,200	58,500	56,100	43,500	45,800	59,400	53,500
	計	1,225,100	1,228,000	1,890,600	1,798,900	1,824,300	1,780,400	2,465,600	2,219,600

（出典）独立行政法人日本学生支援機構「平成26年度学生生活調査」

6 日本学生支援機構の奨学金の滞納の状況（平成26年度末）

- ・ 返還を要する者 362 万 4706 人
- ・ うち 1 日以上滞納者 32 万 8386 人 → 滞納率 9. 1 %（日本学生支援機構ホームページ）

3 少子化対策・子どもの貧困対策について

【内閣府、厚生労働省、文部科学省】

《提案・要望事項》

- 1 地方の取組に対する財源の確保について
地域少子化対策重点推進事業交付金について、地域の実情に応じた「地域目線」による少子化対策が継続的かつ柔軟に実施できるよう、採択要件の緩和や総額の拡充など、自由度の高い安定した恒久的な財源を確保すること。
- 2 保育所職員の配置基準の見直し及び処遇改善
保育所職員の配置については、保育の質の向上を図るため、保育現場の実態に即した配置ができるよう、乳児をはじめとする配置基準を見直すとともに、必要な財源措置を行うこと。また、保育士確保のため、給与等抜本的な処遇改善を図ること。
- 3 子育て世帯の負担軽減等について
経済的な理由や子育ての負担感から理想とする数の子どもを持つことを断念することのないよう、保育料の多子軽減措置における所得制限の緩和など、子育て世帯に対する経済的負担を軽減すること。
- 4 子どもの貧困対策の充実について
経済的な理由により進学を諦めることのないよう、教育の機会均等を確保するための給付型奨学金を創設すること。また、生活困窮家庭の子どもが必要な学力や生活習慣等を確実に身につけられる学習支援等居場所づくりへの支援を充実すること。
- 5 幼児期からの多様な体験活動の推進について
幼児期から早期の多様な体験活動を推進し、自己肯定感の向上や「生きる力」の育成の可能性を広げるため、保育園、幼稚園、認可外保育施設等における幼児を対象とした自然体験等の活動経費に係る助成制度を創設すること。

【現況、課題等】

1 財源の確保について

「地域少子化対策重点推進事業交付金」は結婚支援に重点化され、また、事業採択の要件が著しく厳格化されており、地方が求める支援となっていない。地方の裁量を拡大し、地域の実情を踏まえた様々な施策に柔軟に対応するとともに、継続して財源を確保するなど、積極的な支援が求められる。

2 保育所職員の配置基準の見直し及び処遇改善

保育士給与は、平成 27 年度に、公定価格の処遇改善等加算で 3 %、国家公務員給与改定に対応した公定価格の単価改正で 1.9 % 改善されたが、全職種平均の 66 % 程度の水準（月額約 22 万円）である保育士給与の抜本的改善が求められる。

3 子育て世帯の負担軽減

多子世帯の保育料は、年収約 360 万円未満相当の低所得世帯の場合、第 2 子以降の子に軽減措置が設けられている。しかし、年収がそれ以上の世帯は、多子世帯であっても同時入所していないと軽減措置の対象とならないため、所得制限の緩和が求められる。

4 子どもの貧困対策

家庭の経済的な困窮が、高等学校等卒業後の進学率などにも影響を及ぼし、全体では70%超が大学等へ進学する中であって、例えば、家庭や親の支援を期待できない児童養護施設では35.3%（本県、H25.3卒業者）に留まるなど、結果として厳しい経済状況に置かれた子どもたちの教育の機会均等の確保が損なわれることにつながっていると考えられる。

5 幼児期からの多様な体験活動の推進

小学校以上の学校種には体験活動に係る事業費補助が行われているが、保育園、幼稚園等で行われる体験活動を対象とした助成はない。

【長野県内の取組】

1 「地域少子化対策重点推進交付金」の活用状況（平成28年度）

	計画申請		交付決定		採択率	
	事業数	申請額	事業数	交付決定額	事業数	金額
県	1事業	1,877万3千円	1事業	1,877万3千円	100%	100%
市町村	16市町村28事業	8,629万9千円	10市町村14事業	5,349万2千円	50%	62%

2 保育所職員の加配措置

乳児・発達障がい児・食物アレルギー等に対応するため、77市町村中61市町村が独自に保育士の加配措置。（国の職員配置基準は、乳児3:1、1～2歳児6:1、3歳児20:1）

3 子育て世帯の負担軽減に係る施策

第3子以降の保育料の軽減を全77市町村で実施〔同時入所要件なし〕

「理想の数の子どもを持ってない理由」の第1位は「子育てや教育にお金がかかりすぎる（71.0%）」

「今後充実を寄贈する子育て支援サービス」の第1位は「保育料の軽減（64.3%）」

（子育て支援意向アンケート H26.8 県民文化部調査）

4 子どもの貧困対策に係る主な県事業

事業名	事業概要
県内大学進学・修学奨学金給付事業【県単】	経済的理由により大学・短期大学への進学が困難である者を支援するため、県内の大学・短期大学へ進学する際の入学金等に対して奨学金を給付する。
高等学校等遠距離通学費貸与金【県単】	経済的理由により修学が困難な高校生に対して、遠距離通学費を貸与する。
飛び立て若者！奨学金【県単】	児童養護施設に入所又は里親への委託措置を受けていた子ども及び経済的困難を抱えた子どもが県内大学に進学した場合、在学中の修学資金を支給する。
子どもの居場所づくりモデル事業	貧困家庭等の子どもを対象に、食事提供、学習支援及び悩み相談等を複合的に行う居場所づくりをモデル的に実施することで、効果的な子どもの居場所づくりの促進を図る。

5 信州型自然保育認定制度について

幼児期から多様な体験活動に積極的に取り組むことを趣旨とする自然保育を行う団体（保育園、幼稚園等）を公に認定する「信州型自然保育認定（信州やまほいく）制度」を平成27年度に全国に先駆けて開始。

現在の認定園数：72園（14市町村）（平成27年度末時点）

4 次世代産業の育成について

【内閣府、文部科学省、経済産業省】

《提案・要望事項》

航空機産業やヘルスケア産業等の成長が期待される次世代産業について、各種施策を積極的に推進するとともに、財政的・技術的支援を行うこと。

- 1 航空機産業については、我が国の基幹産業として発展させるため、国家プロジェクトとして取り組むこと。その際、航空機産業の拠点化を図るため、本県が実施する次の取組について、国として支援策を講じること。

(1) 航空機関連試験・実証インフラの整備

(2) 産業技術総合研究所や宇宙航空研究開発機構（JAXA）など国の研究機関の機能移転と本県研究開発機能が一体となった体制整備の推進

- 2 ヘルスケア産業については、医療機関等と連携した調査、研究や医学的なデータ取得など時間を要する事業等に対し、中長期的な財政措置を講じること。

【現況、課題等】

1 航空機産業について

- ・MRJの初飛行（H27.11月）や関係7省庁が策定した「航空産業ビジョン」（H27.12月）など中小企業が航空機産業に取り組む気運が高まっている。
- ・飯田下伊那地域では、平成18年度から「飯田航空宇宙プロジェクト」の活動が始まり、平成26年には、中部5県が先進的に取り組む国際戦略総合特区「アジアNo.1航空宇宙クラスター形成特区」に参加するなど、航空機産業クラスターが形成されつつある。
- ・長野県の「強み」である精密・電子・情報技術を、航空機システム分野へ展開するため、飯田下伊那地域において、国の交付金により、航空機システム開発を含めた「知の拠点」を整備しようとしているが、県や地域市町村だけでは、財政的、体制的に不十分である。

2 ヘルスケア産業について

- ・長野県は健康長寿県であり、平均寿命が男性80.99歳、女性87.23歳で全国1位である。
- ・健康長寿の「強み」を活かした健康づくり産業の振興を目指し、産学官一体となって設立した「長野県次世代ヘルスケア産業協議会」（H27.3月設立）を中心に取り組んでいる。
- ・ヘルスケア産業の振興は、サービス産業のみならず、機器開発をはじめとしたものづくり産業など、幅広い分野からのアプローチが必要であり、県や地域市町村が企業や研究機関等と連携し事業展開を行っていくためには、財政的、体制的に不十分である。
- ・現行の国の支援措置では、採択条件が厳しいことや支援期間が短いことなどから、十分な成果を得ることが困難である。

【長野県内の取組】

1 航空機産業について

(1) 長野県航空機産業振興ビジョン

航空機システム拠点を整備するために必要な場所、試験研究開発機能の集積、ネットワークの形成等についてのビジョンを取りまとめた。

【「長野県航空機産業振興ビジョン」の構想】



(2) 信州大学航空機システム研究開発講座コンソーシアムへの参画

平成 27 年度に設置された信州大学航空機システム共同研究講座コンソーシアムに参画するとともに、飯田下伊那地域の市町村、金融機関等と連携した企業支援を実施する。

(3) 航空機システム分野の産学官共同研究の推進

- ・ (公財) 長野県テクノ財団への航空機分野専任コーディネーターの配置や、県工業技術総合センターへの航空機関連部品試験機器の導入を実施する。
- ・ 県内外の大学等と連携し、航空機システム分野の共同研究を実施する。

2 ヘルスケア産業について

(1) 長野県次世代ヘルスケア産業協議会の設置 (H27. 3 月)

県、大学、金融機関、関係団体など県内 23 団体 (H28. 4 月現在) が参画し、事業を推進している。

(2) 長野県次世代ヘルスケア産業協議会を中心にモデル事業の創出を推進

「平成 27 年度健康寿命延伸産業創出推進事業 (経済産業省)」を活用し、「健康経営ハンドブック」の作成・普及、ヘルスツーリズムモデルの構築等に取り組んでいる。

(県所管部局) 産業労働部

5 観光振興対策の推進について

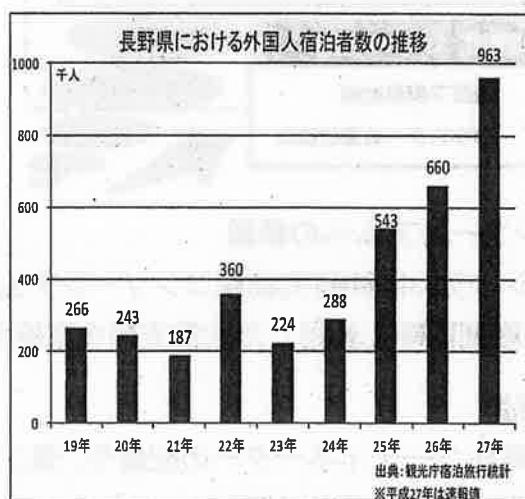
【国土交通省、観光庁、厚生労働省】

《提案・要望事項》

- 1 「訪日外国人旅行者4,000万人時代」に向け、外国人旅行者の利便性向上のため、公共交通、道路、観光施設等における外国語表示、標識等や、公衆無線LAN環境整備等の地域が取り組む様々な受入れ環境の整備について財政支援を行うこと。
- 2 本年1月に発生したスキーバス事故について、徹底した原因究明を行うとともに貸切バスツアーの安全・安心確保に十分な対策を講ずること。また、貸切バスの制度改正の影響を踏まえ、貸切バス来訪促進のための地域の取組に対して財政支援を行うこと。
- 3 訪日外国人観光客の急増に伴う大都市圏における宿泊施設の不足等に対応するため、受入能力に比較的余裕のある地方への宿泊者の分散について、広域的な観点から十分検討すること。

【現況、課題等】

- 1 県内の外国人延べ宿泊者数は増加しており、過去最高となっている。



●訪日外国人旅行者が日本滞在中に感じた不便な点 (平成24年3月、日本政府観光局調べ)

- 第1位 無料公衆無線LAN環境 (36.7%)
- 第2位 コミュニケーション (24.0%)
- 第3位 目的地までの公共交通の経路情報の入手 (20.0%)
- 第4位 交通機関の利用 (17.1%)
- 第5位 両替・クレジット利用 (16.1%)

- 2 高速ツアーバス事故の発生を契機に、貸切バス制度の見直しが行われ、交替運転の配置基準の改正 (H25.8～) 及び運賃・料金制度の改正 (H26.4～) が実施された。これらの制度改正により、貸切バスツアー料金が値上がりするとともに、これまで日帰りが可能であった地域からのバスツアーが催行されにくくなったほか、周遊地点数や滞在時間の減少傾向が生じ、県内観光事業に大きな影響が出ている。

3 国において民泊サービスの適正なルールづくりが検討されているが、東京から比較的近距離にある本県では、宿泊施設に余力がある。(東京駅～長野駅：最速90分程度)

都道府県別宿泊施設客室稼働率

東京都	82.3%	大阪府	85.2%	長野県	35.7%
-----	-------	-----	-------	-----	-------

(H27 観光庁速報値)

【長野県内の取組】

長野県においては、観光を軸とした地域経営の体制を整備することにより、県内観光業の「稼ぐ力」を高めて雇用や移住に結びつけ、世界と競争できる「観光大県づくり」を進めている。

観光大県づくり(一部抜粋)	
1 観光行政の転換	●<u>地域全体の「稼ぐ力」を高める</u> 県 DMO を設立し、地域 DMO の設立支援を行うことで、マーケティング手法を取り入れ、地域全体の「稼ぐ力」を高める旅行商品造成などの事業を展開
2 世界水準の山岳高原 観光地づくり	●<u>安全・安心に楽しめる環境づくり</u> 長野県登山安全条例に基づく、安全対策の実施や長野県アウトドア推進協議会と連携した受入体制の整備等 ●<u>移動しやすい環境づくり</u> 鉄道と路線バスを組み合わせた総合的な移動情報の提供と観光地間をつなぐ周遊バスへの支援
3 チャンスを活かした 誘客強化	●<u>大規模イベントを活用した県内周遊と滞在の拡大</u> 「真田丸」、国民の祝日「山の日」全国大会、全国植樹祭等の好機を活かすとともに、来年開催の信州デスティネーションキャンペーンや東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えた誘客活動の強化
4 外国人旅行者倍増に 向けた強化	●<u>長野県の強みを活かし市場の特性に応じたインバウンド誘客を展開</u> 個人旅行化・リピーター化が進むインバウンド客を確実に取り込むため、本県の強みである「山、アウトドア、健康長寿」を軸として海外プロモーションを展開

【平成 28 年度実施事業】

1 戦略的な外国人旅行者の誘致推進事業 (37,715 千円)

急増する東南アジア・東アジアからの訪日旅行者を本県へ誘客するため、ターゲットを絞った上で、現地旅行会社・メディアの招聘、主要旅行博へ出展、認知度向上のための情報発信事業の推進など、各市場の特性を踏まえた効果的なプロモーションを実施することにより、旅行商品造成を図る。

2 観光ツアーバス運行支援事業 (66,000 千円)

県外からの積極的な来訪者の促進のため、さまざまなツーリズムや県内での宿泊ツアーなど県内各地の観光施設等を巡る貸切バスツアーに対して支援する。

(県所管部局) 観光部

6 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における 地方への支援について

【内閣官房、総務省、文化庁、農林水産省、国土交通省】

《提案・要望事項》

大会開催は、日本が停滞から抜け出し成長への転換を果たす大きな原動力となるものであり、経済振興、国際交流、スポーツ振興といった様々な効果が、競技開催地はもとより、日本全体にいきわたるよう、以下の事項について配慮すること。

- 1 地域の文化芸術を国内外に発信するため、文化プログラムの実施に必要な財政措置などの充実を図ること。
- 2 外国人旅行者の利便性向上のため、公共交通、道路、観光施設等における外国語表示、標識等や、公衆無線LAN環境等の整備に係る財政支援を行うこと。
- 3 大会会場の装飾やピクトリーブーケに、高品質でオリジナル性の高い国産花きを使用するなど、大会関連施設や賞品に各地の産品が積極的に活用されるよう配慮すること。
- 4 競技施設等への木材利用を推進するに当たっては、施設における構造、内装のみならず、付帯施設、休憩施設、ベンチ、外構、備品調達等において地域材製品を最大限採用するとともに、調達の際には、必要となる規格、量、スケジュール等の情報を速やかに公表すること。

【現況、課題等】

- 1 文化庁は平成27年7月に「文化プログラム構想」を公表し、史上最大規模の文化プログラムに取り組むとしたが、国は、具体的な取組や地方への支援を早期に示したうえで、国と地方が一体となって、障がい等の有無にかかわらず多くの県民が参加できる文化プログラムを推進していく必要がある。
- 2 大会に来訪することが予想される外国人旅行者への対応等の観点から、外国語表示・標識等や公衆無線LAN等の情報通信環境が早期に整備されることが必要である。
- 3 大会で使用する会場装飾やピクトリーブーケ等については、使用する花材やデザインなど未定な部分が多い。品質確保が難しい夏期の開催となることから、早期にブーケ等に使用する品目・供給産地を決定し、安定供給に向けた検討を行う必要がある。
また、選手村等で使用する食材について、特色ある各地の産品を積極的に活用し、日本らしさを演出するとともに、開催効果が各地にいきわたるようにする必要がある。
- 4 東京オリンピック・パラリンピックにおける地域材利用は、地域の林業・木材産業の活性化に寄与するばかりでなく、日本の「木の文化」を国外に発信できる機会になるとともに、再生産可能で環境負荷の少ない材料として国民の理解を深める絶好の機会になる。

(県所管部局) 企画振興部、県民文化部、健康福祉部、観光部、農政部、林務部、建設部

【長野県内の取組】

- 1 文化振興の更なる充実
 - ・芸術監督団の配置や「アーツカウンシル信州」（仮称）の設置に向けた準備を進めるなど長野県全体の文化芸術の底上げに向けた取組を推進している。
 - ・平成 28 年度に障がい者が創作した作品の優れた芸術性や創造性を県民へ発信する機会として「信州アール・ブリュット展」（仮称）を開催する。
- 2 公共サインの整備促進
 - ・観光庁作成のガイドラインに基づき、平成 27 年 3 月に「長野県公共案内標識整備指針」等を改正し、公共サインの統一を図ることとしている。
- 3 公衆無線 LAN サービスの提供の推進
 - ・民間宿泊施設、交通の要所や公共的な観光施設における無料公衆無線 LAN 環境の整備に対する支援を平成 27 年度に集中的に実施するなど整備に取り組んでいる。
- 4 花き産業の活性化
 - ・県内外の関係機関・団体が連携して国産花きの魅力や活用について発信する「国際フラワーフォーラム 2016」の開催（H28 年 7 月）。これを契機として、トルコギキョウやラナンキュラスなど高品質な県産花きの輸出促進に向けた産地・生産者の育成や、生花を活用した県産オリジナルコサージュの提案・利用促進など新たな需要創出に向けた取組を進めていく。
- 5 公共建築物等木材利用促進法に基づく木材利用方針
 - ・県及び 77 市町村全てで策定し、保育園や学校など公共建築物の木造化等に積極的に取り組んでいる。

【参考】

- 1 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に向けた取組への支援を求める意見書の可決
 - ・長野県議会において、「開催に伴う効果が地域経済や地域社会の活性化に波及するよう、大会の開催に関する取組への支援策を講ずることを強く要請する」意見書を可決。（平成 26 年 2 月定例会）
- 2 訪日外国人旅行者が日本滞在中に感じた不便な点（平成 24 年 3 月、日本政府観光局調べ）
 - 第 1 位 無料公衆無線 LAN 環境（36.7%）
 - 第 2 位 コミュニケーション（24.0%）
 - 第 3 位 目的地までの公共交通の経路情報の入手（20.0%）
 - 第 4 位 交通機関の利用（17.1%）
 - 第 5 位 両替・クレジット利用（16.1%）
- 3 長野県内における主な公衆無線 LAN サービス提供状況（平成 28 年 2 月現在）

提供区分	事業者 (サービス名)	設置 箇所数	主な設置場所
①施設管理者	FREESPOT 協議会	765	ホテル・旅館(537)、飲食店(166)
②電気通信 事業者	SoftBank	3,266	飲食店(988)、ホテル・旅館(231)
	NTT 東日本	2,251	ホテル・旅館、コンビニ、飲食店
	KDDI	1,916	ホテル・旅館、コンビニ、飲食店
	NTT ドコモ	1,363	コンビニ(714)、飲食店(248)
合 計		9,561	

（出典）各事業者ホームページ

7 リニア中央新幹線に関連する基盤整備に対する支援について

【国土交通省】

《提案・要望事項》

国家的見地に立ったプロジェクトであるリニア中央新幹線を地域振興に結びつけるため、一般国道 153 号などのアクセス道路やリニア駅の関連施設等、リニア中央新幹線に係る基盤整備について、国による整備や地方負担に対する財政支援を行うこと。

【現況、課題等】

国土の大動脈となり、世界最大のスーパー・メガリージョン形成に寄与するリニア中央新幹線の建設は、国家的見地に立ったプロジェクトである。また、関連する道路やリニア駅周辺の広場、駅利用者の利便施設、JR 飯田線との連絡施設等の基盤整備は、主として地方が行うことになり、地方に大きな財政負担が生じる。このため、交付金事業等の十分な予算配分、地方負担に対する適切な財政措置、及び一般国道 153 号の権限代行等を求めるものである。

リニア中央新幹線開業に向けての流れ

平成 23 年 5 月	国土交通大臣、JR 東海を建設・営業主体に指名 同社に建設の指示
平成 26 年 10 月	国土交通大臣による工事実施計画の認可
平成 27 年～	リニア駅周辺整備・リニア関連の道路整備
平成 39 年	東京 - 名古屋間開業予定

【長野県内の取組】

- 1 リニア中央新幹線の整備効果を広く長野県内に波及させるため、広域的な地域づくりの指針となる「長野県リニア活用基本構想」を平成26年3月に策定。また、長野県駅の駅勢圏となる伊那谷地域においては、伊那谷自治体会議を設置し、「リニアバレー構想」を平成28年2月に策定。広域観光、二次交通、まちづくり等のテーマに分けて、有識者や地元市町村などとともに議論を深めている。
- 2 リニア関連道路の整備として、広域幹線道路である国道153号の機能強化や中央自動車道とリニアの一体化などの観点から、10箇所について、リニア開業時までの効果発現を目指して整備を推進している。また、平成24年度から国道153号の指定区間編入等について要望している。
- 3 飯田市は、長野県の南の玄関口として、リニア駅の高度なトランジットハブ化や交通アクセス、ネットワークの強化、地域振興策等を盛り込んだ「リニア駅周辺整備基本構想」を平成27年6月に策定。引き続き基本計画の策定に向けて、県などと連携しながら検討を進めている。

(県所管部局) 建設部

【参考】

1 リニア関連道路として整備を目指す箇所

区分	番号	箇所	実施状況
長野県駅の周辺整備	①	交通広場、駐車場等	整備基本構想策定（飯田市）
	②	（国）153号 飯田北改良	H28 事業着手（長野県）
	③	（一）市場桜町線 飯田市上郷	鉄道交差協議（長野県ほか）
高速道路とリニアを一体化する道路整備	④	座光寺上郷道路	H28 事業着手（長野県）
	⑤	座光寺SIC（仮称）	H28 連結許可申請（飯田市）
	⑥	（国）153号 伊駒アルプスロード※1	都市計画アセス実施中（長野県）
J R東海のトンネル発生土運搬路確保に合わせた道路整備※2	⑦	（主）松川インター大鹿線 渡場～滝沢	H27 事業着手（J R東海、長野県）
	⑧	（主）伊那生田飯田線 松川町 宮ヶ瀬橋	H27 事業着手（長野県）
リニア3駅活用交流圏の実現に向けた道路整備	⑨	諏訪湖SIC（仮称） 他周辺道路整備	準備段階調査（国、県、市ほか）
	⑩	木曽川右岸道路（読書ダム～戸場ほか）	H28 3箇所事業着手（長野県）

※1 長野県で調査を進め、整備主体はルート等が決定した段階で検討する。

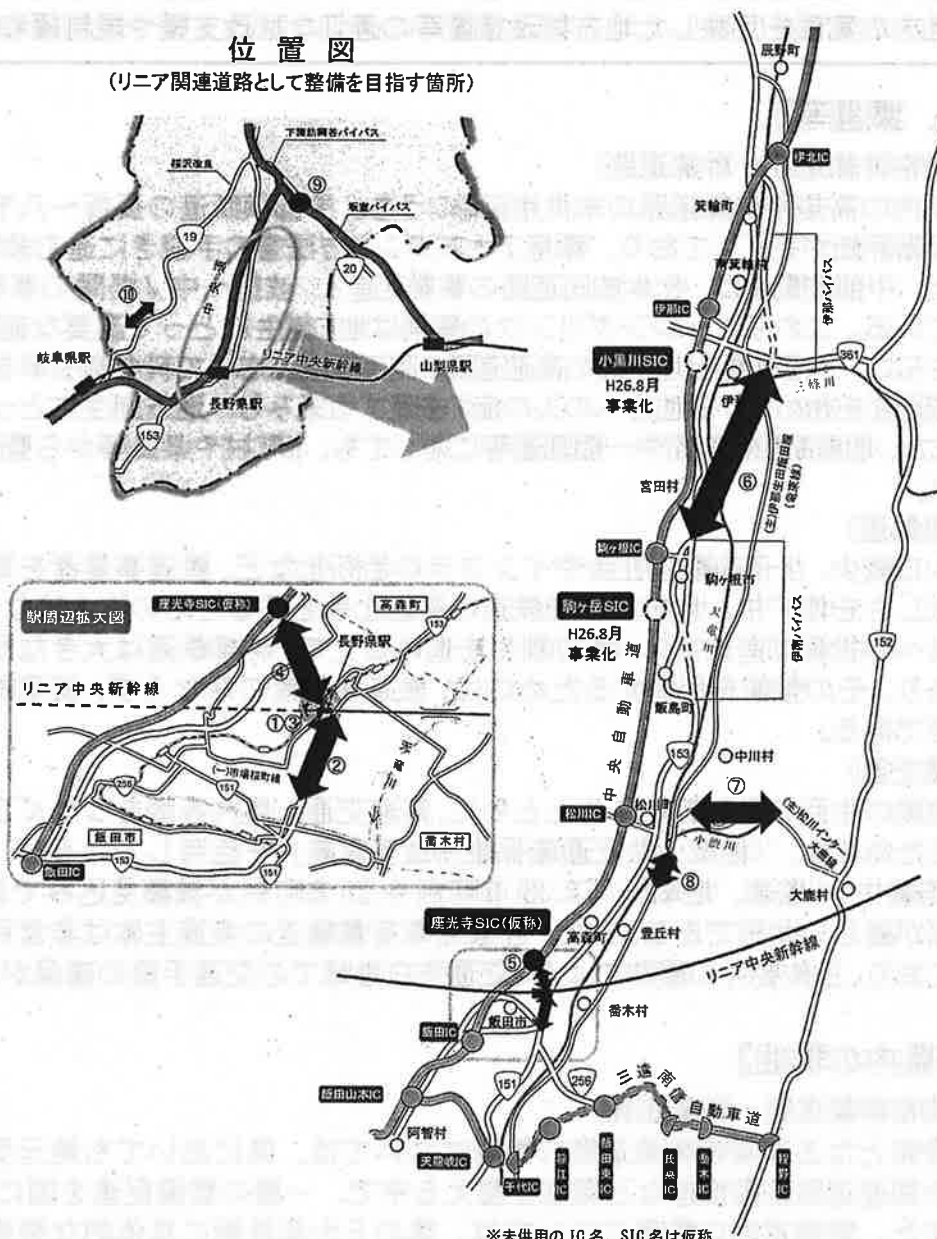
※2 他の運搬路についても経路の具体化に合わせ、まずは、事業者であるJ R東海が安全の確保を図ることを基本に、J R東海、道路管理者及び関係市町村で対応を協議する。

このほか、既に着手している事業についても、計画的かつ着実な実施が必要。

2 位置図

位置図

（リニア関連道路として整備を目指す箇所）



※未供用のIC名、SIC名は仮称

国においては、三遠南信自動車道（飯橋道路）、国道19号桜沢改良、国道20号坂室バイパス、下諏訪岡谷バイパス、国道153号伊南バイパス（権限代行）、県内の幹線道路網調査を実施中

8 交通ネットワークの充実について

【国土交通省、総務省】

《提案・要望事項》

- 1 高規格幹線道路網の整備は、国土の強靱化、地方創生を実現し、経済に好循環をもたらすストック効果を発揮するためには不可欠なものであり、更なる整備が望まれる。基幹ネットワークとして十分な機能を果たすよう、中部横断・中部縦貫・三遠南信自動車道について、早期整備を図ること。
- 2 国道 18・19・20・153・158 号の直轄事業を着実に進めるとともに、県が実施する国道 153 号伊那バイパス、木曽川右岸道路、松本糸魚川連絡道路などについて、整備が促進されるよう必要な財源を確保すること。
- 3 県内外の主要都市を結び、「ヒト」「モノ」の流動に大きな役割を果たす、中央東線など幹線鉄道の高速化、安全・安定輸送の確保及び利便性の向上など、鉄道ネットワークの充実のため必要な施策を講じること。
- 4 地域交通の確保のため、「地域公共交通確保維持改善事業」において、広域・幹線バス路線の補助金減額措置や地域内バス路線の補助上限額を撤廃するなど、制度の拡充を図るとともに、必要な予算を確保すること。また、タクシー輸送や自家用車有償輸送の活用など、地方の実態を反映した地方財政措置等の適切な財政支援や規制緩和を行うこと。

【現況、課題等】

(高規格幹線道路・幹線道路)

県内の高規格幹線道路の未供用区間のうち、中部横断道の長坂～八千穂間は、既に計画段階評価が完了しており、環境アセスメント方法書の手続きに進む段階にきている。

また、中部縦貫道は、松本波田道路の事業促進と、波田～中ノ湯間の事業化が強く求められている。これらミッシングリンクの解消は地方創生にとって重要な施策である。

さらに、大都市圏と地方間の高速道路の利用頻度に応じて料金割引率を拡大する等、二地域居住を始めとする地方への人の流れを促す仕組みも、地方創生にとって必要である。

また、地域高規格道路や一般国道等に対しても、市町村や県民等から整備を求める声が大い。

(幹線鉄道)

人口減少、少子高齢化社会やインフラの老朽化など、鉄道事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、地方の幹線鉄道の高速化等を図るための抜本的な施設設備の新設、改良への投資は進まない。地方創生を進める上で、幹線鉄道は大きな役割を果たすものであり、その整備を促進するためには、鉄道事業者のみならず、国家的見地での検討が必要である。

(地域交通)

地域の生活の足を確保するとともに、高速交通と県内各地をつなぐ2次交通を充実させるためにも、「地域公共交通確保維持改善事業」を活用しているが、広域・幹線バス 29 路線中 14 路線、地域内バス 39 市町村中 29 市町村が減額見込みであり、地域交通の確保が厳しい状況である。また、自家用車有償輸送の実施主体は非営利団体等に限定されており、主体要件の緩和による、交通空白地域での交通手段の確保が求められている。

【長野県内の取組】

(高規格幹線道路・幹線道路)

骨格となる高規格幹線道路の整備については、県においても地元受け入れ態勢の確立や関連道路整備推進など環境を整える中で、一層の整備促進を国に要望している。

また、幹線道路の整備については、県の5か年計画に具体的な整備箇所を明示し整備を推進している。

(幹線鉄道)

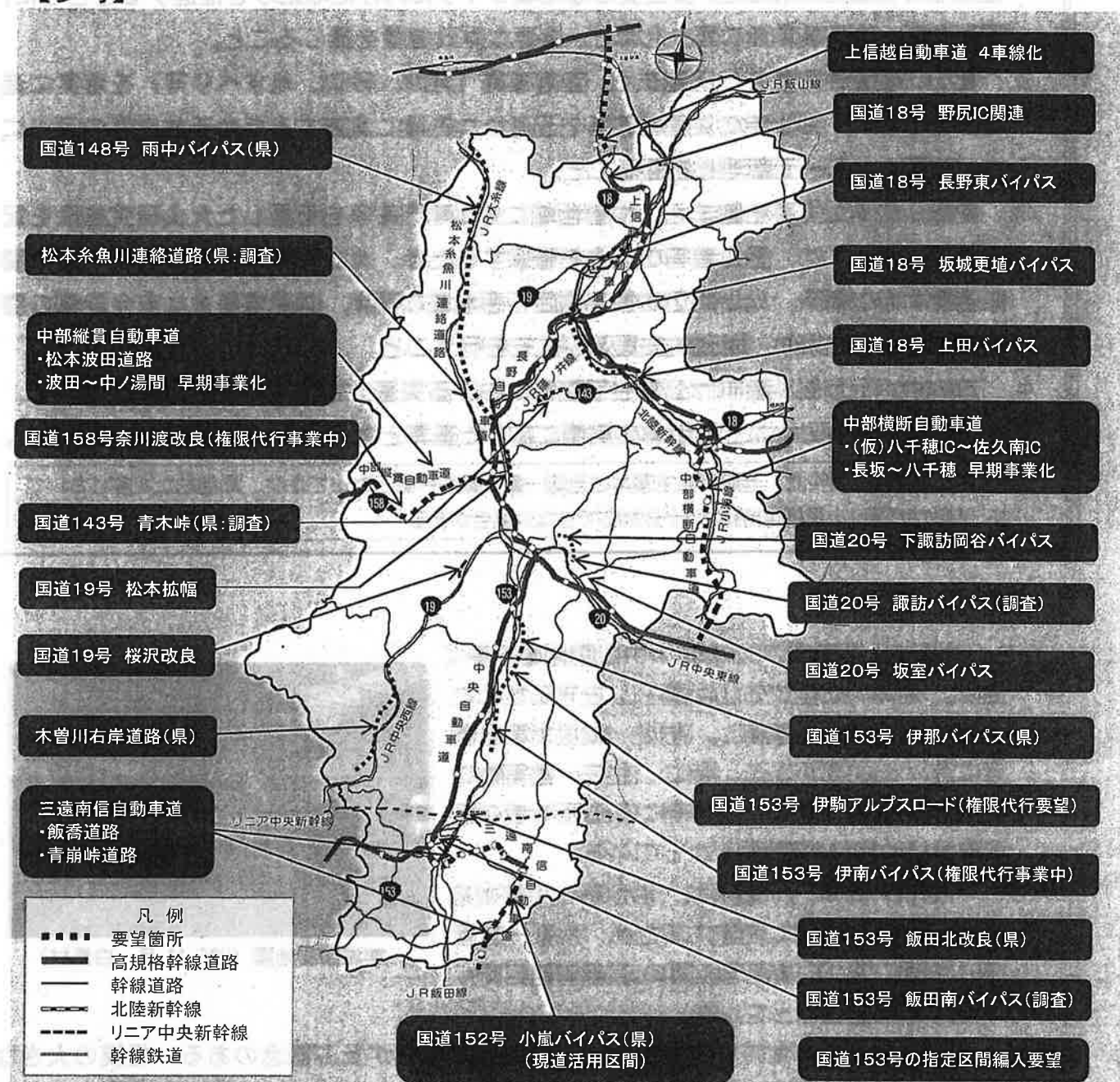
沿線自治体等とともに設置した期成同盟会・活性化協議会等を通じ、JRに路線の高速化や快適性向上について要望するとともに、利用促進のための活動を行っている。

(地域交通)

昨年度に引き続き、県がバス車両を所有し、バス事業者が運行する「県有民営方式」による支援を実施するほか、本年度からは、地域の持続可能な交通体系の実現に向け、市町村を支援するための「地域交通ベストミックス構築事業」を実施している。

(県所管部局) 建設部、企画振興部

【参考】



9 安全・安心な県土づくりについて

【内閣府、総務省、消防庁、文部科学省、農林水産省、国土交通省、気象庁、環境省】

《提案・要望事項》

- 1 「長野県強靱化計画」の確実な実行に向け、近年多発する局地的豪雨や地震等に対応した、道路、河川、砂防、治山、農業農村などの防災基盤の整備や長寿命化、住宅・建築物の耐震化対策など、安全安心な地域づくりに向けた取組みを推進するとともに、緊急防災・減災事業債の恒久化など、必要な財政措置を講じること。
- 2 地方の意見や実情を十分踏まえ、直轄事業（河川、砂防、地すべり等）を着実に進めるとともに、洪水時の災害対応等を迅速かつ的確に実施するため千曲川等の河川について国による一元管理化を図ること。
- 3 御嶽山の火山災害を踏まえ、木曽地域に火山専門家等を配置した火山研究施設を配置すること。また、登山者等の安全を確保するため、火山防災協議会が行う一連の警戒避難体制の構築、火山周辺の携帯電話不感地域の解消、退避壕等火山安全設備の整備等に対し、技術的・財政的支援及び拡充を行うこと。
- 4 市町村が行う被災者向け公営住宅整備における災害公営住宅の適用要件について、被災の状況や財政力など自治体の実情に応じた基準となるよう、要件緩和を行うこと。

災害公営住宅の要件は、全壊戸数を基本に全国一律の滅失戸数となっており、局地的な災害においては、財政力の弱い小規模自治体が十分対応できない場合がある

【現況、課題等】

- 1 本県は、災害リスクの高い中山間地域を多く抱え、地域の安全で安心な暮らしを守るために必要な社会資本を整備し、防災・減災対策を着実に進める必要がある。特に、住宅・建築物の耐震化の推進に際し、改修等に係る所有者の経済的負担の軽減が課題となっている。
- 2 千曲川、犀川、天竜川は、洪水時の災害対応等を迅速かつ的確に実施するため、水系一貫管理の原則に基づく県管理区間の直轄管理区間への編入が課題となっている。



神城断層地震（H26.11月 白馬村）

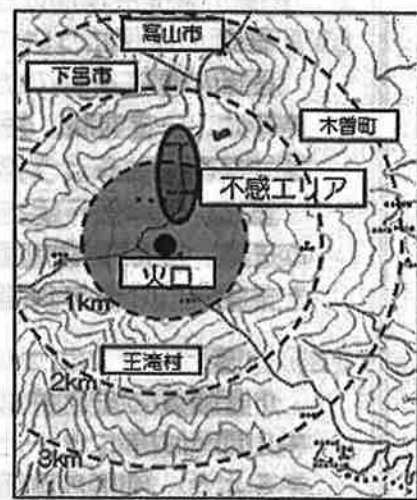
- 天竜川上流域の地すべり発生により広範囲に被害が及ぶ懸念のある、規模の大きな箇所に対して、直轄による地すべり対策事業が望まれている。また、水害や土砂災害に対する住民等の円滑な避難行動につなげるため、局地的な大雨も予測できる高精度な雨量観測網の構築が必要である。
- 3 御嶽山の火山災害の教訓を踏まえ、観測体制の強化を図るとともに、国による火山研究施設を木曽地域に設置し、研究者・専門家の知見を集積する体制を整える必要がある。また、火山研究者の育成を推進する必要がある。
 - 4 活動火山対策特別措置法に基づく火山防災協議会において、一連の警戒避難体制の協議に際しては国から技術的及び財政的な支援が必要である。

また、登山者の安全確保のため、噴火情報の確実な伝達のための火山周辺における携帯電話不感地域の解消や緊急時に避難場所として使用する可能性の高い山小屋へのシェルター機能の付加等に関しても、財政的な支援の拡充が必要である。

- 5 浅間山については、今般の火山活動の活発化を念頭に、直轄火山砂防事業の一層の促進が必要である。

【長野県内の取組】

- 1 平成 28 年度予算において、地域の安全・安心を確保し、確かな暮らしを守る、ハードとソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を、県政の柱のひとつに位置付け、積極的に進めている。
- 2 長野県強靱化計画の重点項目として「地震から生命を守る建物の耐震化」と「土砂災害から生命を守る対策」を掲げ、住宅などの耐震化率の向上や、砂防堰堤等の整備促進、土砂災害における住民の危険度判断を容易にする防災情報提供システムの機能強化などに取組んでいる。
- 3 御嶽山の観測や研究を行っている気象庁、名古屋大学、木曽町、王滝村、長野県等と顔の見える関係を構築し、山の状況把握、観測体制の強化、適切な防災判断につなげていくため、「御嶽山研究連絡会議」を設置した。
- 4 携帯電話事業者に対し不感地域の早期解消を要望するとともに、国の補助を受け市町村が基地局施設を整備する際の県補助加算を継続。また、国補助により、退避壕（シェルター）等の設置を市町村が行う場合に県が補助金を加算する制度を創設した。
- 5 技術的支援に加え、被災者向けに公営住宅を建設する小規模自治体に対し県単独で財政的支援を実施することとした。



御嶽山 携帯不感エリア

(県所管部局) 危機管理部、企画振興部、環境部、観光部、農政部、林務部、建設部

【参考】

公営住宅整備に係る現行の補助要件等

区 分		国庫補助等	
		適用要件	補助率
災害 公営 住宅	一般 災害	滅失戸数が、被災地全域で 500 戸以上又は 1 市町村の区域内で <u>200 戸以上</u> 若しくはその <u>区域内の住宅戸数の 1 割以上</u> であるとき	2 / 3
	激甚 災害	その市町村の区域内にある住宅で激甚災害により滅失したものの戸数が 100 戸以上又はその市町村の区域内にある住宅の戸数の 1 割以上である市町村の区域で、国土交通大臣により地域指定されること	3 / 4
通常の 公営住宅		設置者の計画による	1 / 2

10 社会保障の充実について

【厚生労働省】

《提案・要望事項》

1 社会保障制度の充実

(1) 介護保険制度について

介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、国の責任により財政措置を行い、国と地方の負担の在り方や低所得者の負担軽減の拡充など、必要な改善を図ること。

(2) 国民健康保険制度について

国民健康保険の財政基盤強化とともに、今後の医療費の伸び等に対応した持続可能な制度となるよう、国の責任において更なる財政措置を講じること。

(3) 医療費助成制度（地方単独事業）への対応について

子ども、障がい者、母子家庭等への医療費助成について、国において助成制度を創設すること。また、窓口無料化（現物給付化）を実施することによる国民健康保険国庫負担金の減額措置を廃止すること。

2 医療介護提供体制の充実

(1) 医師の確保について

医師の偏在解消のため、診療報酬等による誘導策に加えて、専門医資格の取得・更新時等に、一定期間、医師不足地域での勤務を義務づけることなどにより、医師の適正配置が実現されるよう努めること。

また、産科医不足を解消するため。産婦人科医の勤務環境の改善に向けた支援の一層の充実、医療補償制度の拡大、比率が高まる女性産婦人科医へのライフステージに応じた支援として保育制度や再就業支援の拡充等を行うこと。

(2) 介護サービスについて

介護職員の安定的な確保・定着を図る「介護職員処遇改善加算」の対象職種の拡大や中山間地域等にサービスを提供する事業者への支援など、事業者が安定的に事業運営できるよう、制度の改善や拡充を行うこと。

(3) 「地域医療介護総合確保基金」について

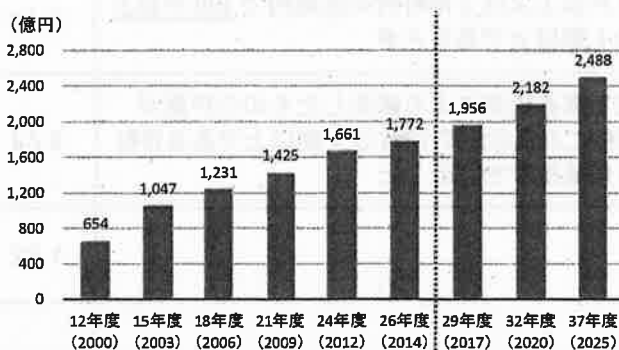
医療介護人材の確保・育成に重要な役割を果たしている「地域医療介護総合確保基金」について、十分な財源を確保するとともに、事業メニューの拡充を図り地域の実情に応じて多様な事業に活用できる制度とすること。

【現況、課題等】

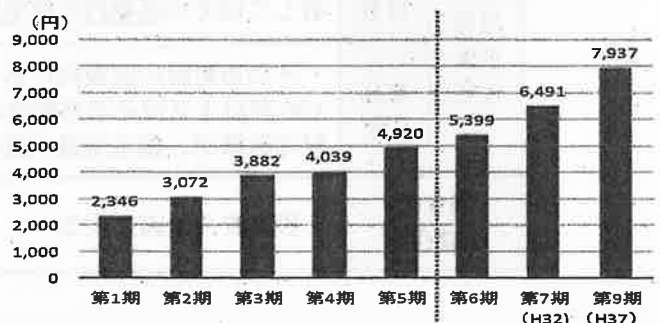
1 介護給付費、介護保険料の状況

制度開始時(平成12年度)に比べ、いずれも2倍以上。今後更に増加が見込まれている。

○長野県の介護給付費の推移と見込み



○長野県の第1号被保険者の介護保険料の推移と見込み

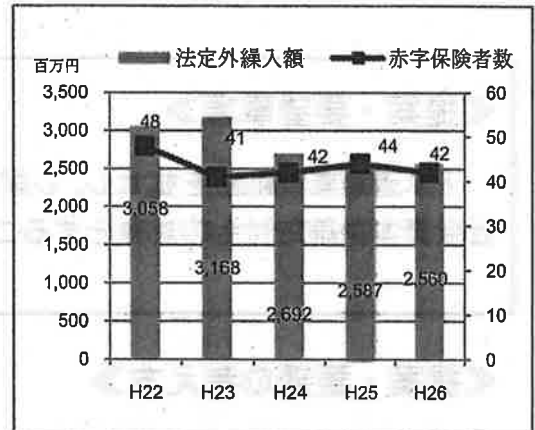


2 国民健康保険制度

- (1) 県内の国民健康保険における法定外繰入額は高止まり傾向。77ある保険者の半数以上が赤字。
- (2) 結果的に低所得者を多く抱えるという国民健康保険の構造的問題解決には国の財源投入による財政基盤強化が不可欠。

○法定外繰入額と赤字保険者数の状況

※赤字保険者：単年度経常収支が赤字



3 医療費助成制度（地方単独事業）

- (1) 市町村が行う医療費の自己負担への助成に要する経費に対して、その1/2を県が助成。
*長野県の主な助成対象 乳幼児等＝通院：小学校就学前／入院：中学校3年生まで
- (2) 地方が行っている子ども、障がい者、母子家庭等への医療費助成は、本来、国が責任をもって対応すべきもの。
- (3) 地方が医療費助成を窓口無料化（現物給付化）した場合に、国は国民健康保険国庫負担金の減額措置を行っており、地方と国は逆方向。

4 医師の状況

- (1) 本県の人口10万人当たりの医療施設従事医師数（H26年末現在）は、216.8人（全国31位）で、全国平均の233.6人を下回っている。

*不足医師数＝厚生省調査（H22.6）：485人、長野県独自調査（H24.6）：520人 等

- (2) 県内の産科医療の状況等

- ・昨年度、市立大町総合病院で、H28.4からは、飯山赤十字病院が分娩の取り扱いを休止。
- ・県内で分娩を取り扱う医療機関数 H17年：55⇒H20年：45に減少。以降ほぼ横ばい状態（H28.3現在：45施設）
- ・人口10万人当たり産婦人科（産科）医師数 8.2人（全国平均：8.7人）。
- ・産科医数は全国平均を下回り、女性医師の比率が急速に高まっている。

*女性医師比率（H26・長野県・全診療科）：15.5%（H20）→16.3%（H22）→17.0%（H24）→17.5%（H26）

*産科・産婦人科の女性医師比率（H26、全国）：29歳以下では65.7%

⇒女性医師が出産・育児等で現場を離れた後も、再び就労できるよう支援が必要。

5 介護保険の状況等

- (1) 職員の処遇改善

「介護職員処遇改善加算」について、事業者から、看護職やリハビリ職が加算対象になっていない、制度や手続きが複雑といった点が指摘されている。また、中山間地域等ではサービス提供への加算があるが、移動時間に関わらず一律の加算といった課題がある。

- (2) 現在、基金メニューにない事業（例：「業務効率化のためのICT機器の導入補助」、「外国人介護人材の受入支援（学習支援、技術支援）」等）について、基金が活用できるようメニューの拡充が必要。

（県所管部局）健康福祉部

11 下水道施設によるし尿等の処理について

【国土交通省】

《提案・要望事項》

下水道事業の範囲を拡大し、し尿等の受入施設を下水道施設として位置付けるとともに、社会資本整備交付金の対象とすること。

《提案・要望の考え方》

下水道施設でし尿等を受け入れ処理することが、し尿処理施設で処理するよりも総合的に判断して有利な場合、し尿等の受入施設を下水道施設として位置付け、社会資本整備交付金の対象とする。

【現況、課題等】

（現況）

人口減少を踏まえた地域社会の維持に向け、既存施設の有効活用やし尿処理の合理化を図るため、以下の理由から、下水道施設でし尿等を受け入れ処理することが効果的である。

- ・下水道の普及と人口減少の進行により、し尿や浄化槽汚泥の発生量が減少してきている。
- ・一方、既存のし尿処理施設の老朽化が進み、その改築の必要性が高まってきている。
- ・こうした中、市町村ではし尿を下水道施設で処理するため、既存の下水道施設にし尿等の投入施設を設置する動きがある。

（課題）

し尿や浄化槽汚泥を処理するための投入施設を設置しようとする場合、現行制度では、当該投入施設が下水道施設に含まれないことから、

- ・国庫補助対象外であり、自主財源で設置せざるを得ない。
- ・施設を下水道終末処理場内に設置する場合は、終末処理場設置のために交付を受けた補助金の目的外の行為となるため、国土交通大臣の目的外使用承認（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条）を受ける必要がある。

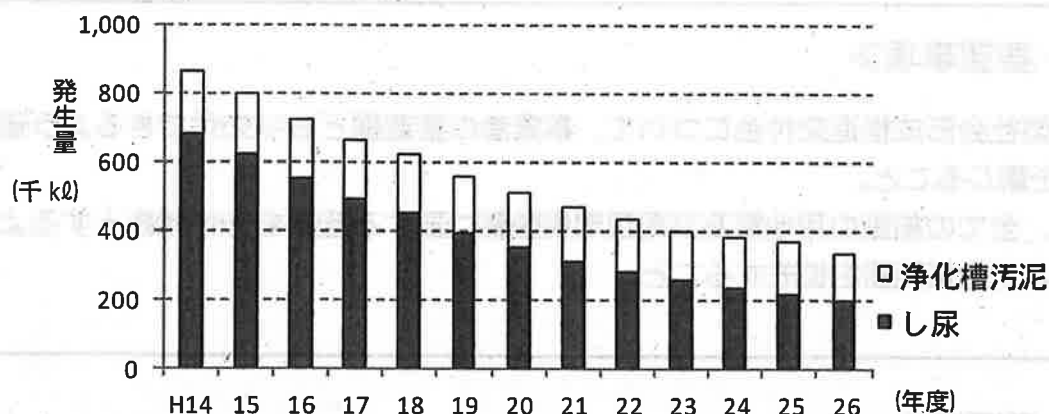
【長野県内の取組】

塩尻市、諏訪市 茅野市衛生施設組合、須高行政事務組合（須坂市他3市町村）では、独自財源によりし尿処理施設を改造するなどして下水管へし尿等を投入し、下水道終末処理場でし尿等の処理を行っている。

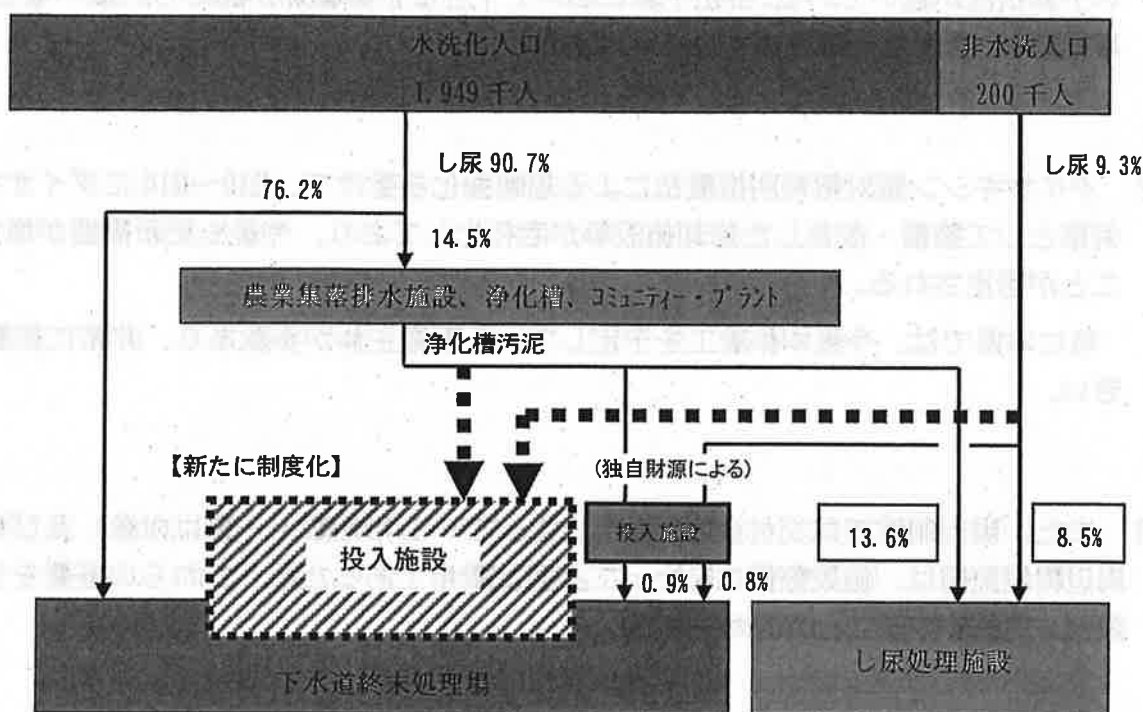
また、県内のし尿処理施設（23施設）のうち9施設において、下水道施設によるし尿等の処理が検討されており、このうち、上田地域広域連合では、上田市と長和町等がそれぞれ下水道施設でし尿等を処理することを計画している。

【参考】

1 し尿・浄化槽汚泥の発生量の推移



2 し尿の排出及び処理の状況（長野県, H26 年度）



3 下水道施設によるし尿等の処理のメリット

- ・ し尿処理施設更新経費の削減
- ・ し尿等の処理コストの削減
- ・ 生活排水処理を一元化することによる行政コストの縮減
- ・ 人口減少による下水道の余裕処理能力の有効利用
- ・ 料金収入増による下水道事業の経営安定化

12 循環型社会形成推進交付金の予算確保について

【環境省】

《提案・要望事項》

循環型社会形成推進交付金について、事業者の要望額どおり交付できるよう確実な予算措置を講じること。

また、全ての施設の用地費及び周辺環境整備に要する経費を交付対象とするよう本交付金による支援範囲を拡充すること。

【現況、課題等】

1 平成 21 年度に行われた事業仕分けによる大幅な減額以降、本交付金については厳しい予算状況が続いている。当初予算において十分な予算確保が認められない場合には、事業運営に重大な支障を来すおそれがある。

2 ダイオキシン類対策特別措置法による規制強化を受けて、H10～H14 にダイオキシン対策として整備・改良した焼却施設等が老朽化しており、今後も更新需要が増加することが想定される。

特に本県では、今後本体着工を予定している事業主体が多数あり、非常に影響が大きい。

3 また、現行制度では交付金の対象外となっている用地費（一部は対象）及び地域の周辺環境整備は、施設整備にあたって必要な費用であるため、これらの経費を交付対象として拡充することが求められる。

【参考】

1 循環型社会形成推進交付金制度の概要

(1) 実施主体

市町村等

(2) 主な交付対象事業

ア. マテリアルリサイクル推進施設(灰溶融施設、ストックヤードなど)

イ. エネルギー回収推進施設(焼却施設、メタンガス化施設など)

ウ. 高効率ごみ発電施設(焼却施設)

※エネルギー回収推進施設よりも発電効率が高い焼却施設

エ. 最終処分場整備事業及び最終処分場再生事業

(3) 補助率

国 1 / 3

(高効率ごみ発電施設、基幹的設備改良事業において排出されるCO₂の量が20%以上削減される場合などは1 / 2)

2 平成 28 年度当初内示額について(浄化槽を除く)

(単位: 千円)

事業 主体名	交付対象事業 ※H29以降実施予定のものを含む	本体 費上 予定	H28当初 要請額	H28当初 内示額	内示率 ※H28当初 要請分	H27補正前 倒し採択額	H29～H33 必要額 (H27.10)	備考
佐久市・北佐久 郡環境施設組合	高効率ごみ発電施設	H28	29,898	28,104	94.00%	—	2,981,084	
東御市	有機性廃棄物リサイクル推進施設	H28	0	—	—	50,200	140,390	H27補正前倒し分満額採択
長和町	施設整備に関する計画支援事業、有機性廃 棄物リサイクル推進施設	H28	41,299	38,821	94.00%	—	140,700	
湖周行政事務組 合	施設整備に関する計画支援事業、高効率ご み発電施設、最終処分場	H26	25,450	23,923	94.00%	474,995	824,500	H27補正前倒し分満額採択(高 効率ごみ発電施設のみ)
下諏訪町	施設整備に関する計画支援事業、マテリア ルリサイクル推進施設	H28	95,956	90,218	94.02%	—	3,096	
上伊那広域連合	施設整備に関する計画支援事業、高効率ご み発電施設、マテリアルリサイクル推進施 設	H28	107,078	100,653	94.00%	—	3,968,191	
南信州広域連合	エネルギー回収推進施設	H26	805,918	757,563	94.00%	—	813,826	
木曽広域連合	エネルギー回収推進施設	H28	315,461	296,533	94.00%	—	586,062	
松塩地区広域施 設組合	基幹的設備改良事業、有機性廃棄物リサイ クル推進施設、マテリアルリサイクル推進 施設	H26	495,570	467,599	94.36%	0	358,420	
穂高広域施設組 合	施設整備に関する計画支援事業、エネル ギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリ サイクル推進施設	H30	16,166	15,196	94.00%	—	3,842,018	
北アルプス広域 連合	施設整備に関する計画支援事業、エネル ギー回収推進施設、マテリアルリサイクル 推進施設×2	H27	631,705	594,127	94.05%	—	931,851	
長野広域連合	施設整備に関する計画支援事業、高効率ご み発電施設×2、最終処分場	H27	388,997	365,658	94.00%	—	12,244,232	
北信保健衛生施 設組合	基幹的設備改良事業	H26	734,686	703,672	95.78%	0	—	
合 計			3,688,184	3,482,067	94.41%	525,195	26,834,369	

3 循環型社会形成推進交付金等予算額(国)の推移について

(単位: 千円)

交付金名称	H26		H27		H28
	当初	補正	当初	補正	当初
循環型社会形成推進交付金	34,315,000	28,300,000	35,466,000	38,300,000	28,000,000
廃棄物処理施設整備交付金		20,000,000	950,000	5,100,000	3,500,000
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付 金(先進的設備導入推進事業)			14,000,000		19,740,000
合 計	34,315,000	48,300,000	50,416,000	43,400,000	51,240,000

13 水道施設整備に係る国庫補助金等の予算確保について

【厚生労働省、総務省】

《提案・要望事項》

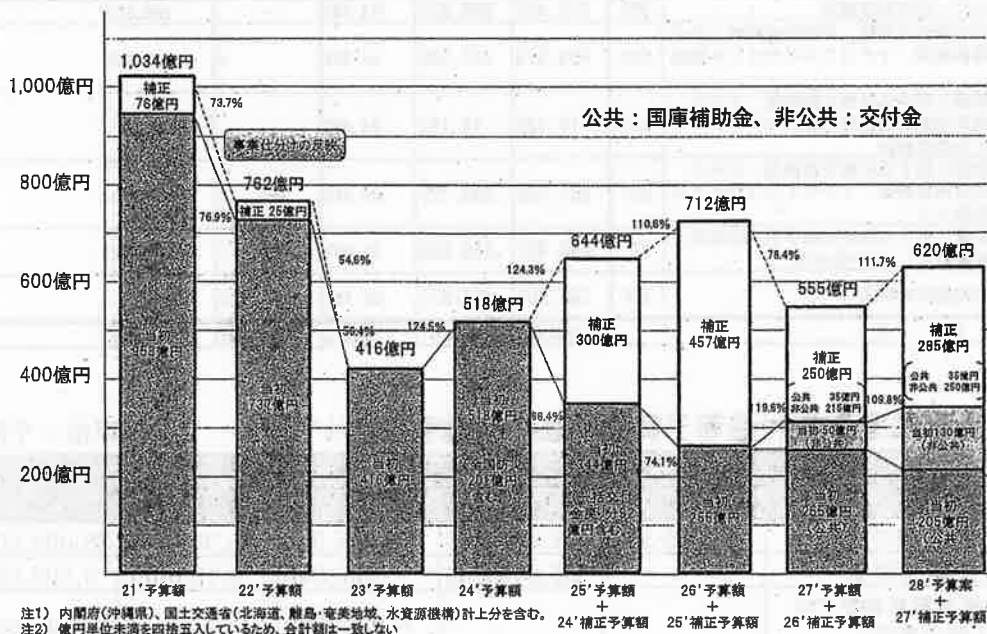
防災・減災に資する強靱な水道の実現に向けて、老朽化した水道施設の更新や耐震化等を進めるため、以下の措置を講じること。

- 1 生活基盤施設耐震化等交付金、簡易水道等施設整備費国庫補助金及び水道水源開発等施設整備費国庫補助金について、事業者の要望額どおり交付できるよう確実な予算措置を講じること。
- 2 事業者が水道施設の整備を行う場合、一般会計からの繰出基準を緩和すること。また、特に単独事業に対する手厚い措置を講じる等交付税措置の拡充を行うこと。

【現況、課題等】

- ・平成21年度に行われた事業仕分けによる大幅な減額以降、水道施設整備費については厳しい予算状況が続いている。このような状況では、事業者は計画的な事業執行ができず事業運営に重大な支障を来すおそれがある。
- ・耐震化率の改善は急務であり、今後の整備費の増加が見込まれるが、水道施設の整備には多額の事業費を要し、将来にわたって安心安全な水道を維持していくためには事業者に対する財政的な支援が不可欠である。

●水道施設整備費の予算額の推移（国予算）



●水道施設の耐震化率

(単位：%)

	基幹管路	浄水場	配水池
長野県	31.4	20.2	28.5
全国	36.0	23.4	49.7

※平成27年12月27日公表：厚生労働省

(県所管部局) 環境部

【参考】

1 水道施設整備費に係る国庫補助金等の概要

○実施主体：市町村等水道事業者

○平成28年度内示額

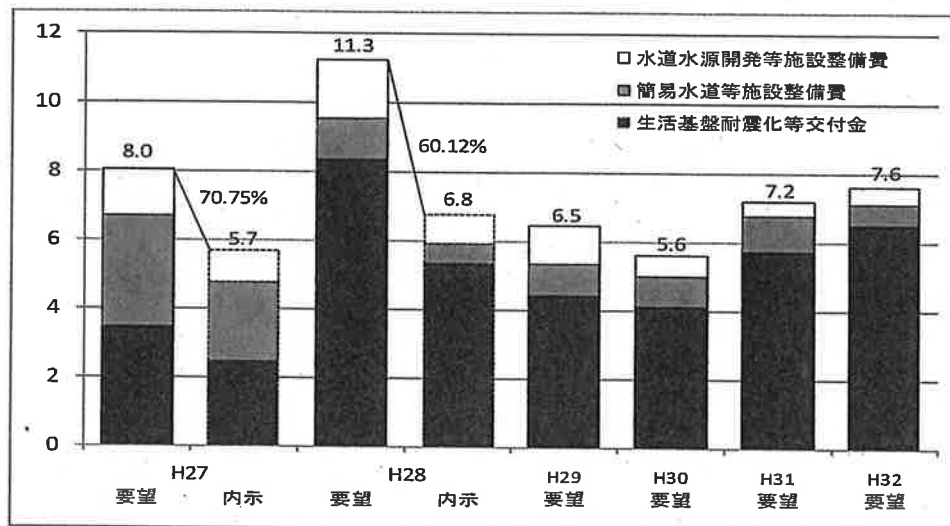
(単位：千円、%)

区 分		補助率	事業数	要望額	内示額	内示率
生活基盤施設耐震化等交付金*		1/2	25 事業	833,592	535,471	64.24
国庫 補助金	簡易水道等施設整備費	～	2 事業	122,353	57,650	47.12
	水道水源開発等施設整備費	1/4	5 事業	169,453	83,438	49.24
計			32 事業	1,125,398	676,559	60.12

*簡易水道等施設整備費国庫補助金と水道水源開発等施設整備費国庫補助金のうち水道施設の耐震化等に係る補助金を交付金化したもの（平成27年度から）

○要望状況

(単位：億円)



2 水道事業における起債及び交付税措置の概要

(1) 上水道事業（給水人口 5,001 人以上）

ア 充当率 100%

イ 交付税算入率

①水源開発・広域化事業、上水道未普及地域解消及び上水道安全対策事業に係る一般会計出資債（建設改良費の1/3～1/4）の元利償還金の1/2は普通交付税により措置

②統合水道事業に係る水道事業債の元利償還金の1/2に対して一般会計からの繰入れを行った場合、繰入れの1/2に対して特別交付税により措置

(2) 簡易水道事業（給水人口 101 人以上 5,000 人以下）

ア 充当率 100%

イ 交付税算入率

①建設改良費の10%に対する起債の元利償還金は普通交付税によりその全額が措置

②水道事業債元利償還金（上記①を除く）の27.5%は普通交付税により措置

③水道事業債元利償還金（上記①を除く）の1/2に対して一般会計からの繰入れを行った場合、上記②の普通交付税で措置される額を除いた額が、特別交付税により措置